

# 韮崎市立韮崎小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月18日策定

「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」改定を受けて平成30年9月25日改定

「韮崎市いじめ防止基本方針」に従って令和5年3月改定

「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」改定を受けて令和6年1月改定

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

### はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての子どもがいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

とりわけ「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

更に、「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定（平成30年9月7日付け）「韮崎市いじめ防止基本方針」の改定（令和5年2月）を受け、本校のいじめ防止基本方針を改定しました。

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※この法律において「保護者」とは、親権を行うもの又は未成年後見人をいう。

## 2 いじめに関する基本的認識

本校では「いじめ問題」には、以下のような特質があることを全職員が充分に認識・共通理解して取り組むこととする。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が100%悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは認めない。

(2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こり得ることである。

(3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4) いじめは、様々な態様がある。

(様々な態様に留意し、けんかやふざけ合いも背後にある事情を調査する。)

(5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

(6) いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である。

(8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

(9) いじめは、学校、家庭、地域など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

### 【ポイント】

- ・行為を受けた子供の主觀を基準とする広い定義規定
- ・「弱いものに対して一方的に」「継続的」「申告」である必要はない。
- ・「いじめの芽」「いじめの兆候」もいじめ
- ・行為者の意図や偶発的なものかどうかに関わらない

## 2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

『校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、スクールカウンセラー』で構成します。

## (2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ①「いじめの早期発見のための相談・通報の窓口」となります。
- ②日常的に児童の行動の様子、欠席状況等を把握し、定期的なアンケート調査による実態把握と情報交換、分析を行います。共有すべき内容、「いつ・どこで・誰が・何を・どのように等」を明確にしておきます。
- ③いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。
- ④課題に応じ、どのような改善、新たな取組を行うかを検討し、体系的・計画的にP D C Aサイクルに基づく取組を継続します。
- ⑤いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。
- ⑥いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点を検討し、職員会議や校内研修で周知徹底を図ります。
- ⑦全校集会や学級活動において、児童にいじめ防止を徹底する方策を検討し、実施していきます。
- ⑧いじめに向かわない態度・能力の育成に向けて、学校の教育活動全体を通した道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進を図り、よりよいコミュニケーションづくりを推進します。
- ⑨児童の自己有用感や自己肯定感を育むための取組の推進を図り、児童自らがいじめについて学び、主体的に取り組むことのできる活動を検討し、学校全体で積極的に推進します。
- ⑩学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施します。
- ⑪複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校の際に学校間で収集した情報を個別の児童ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。

※定例の「いじめ防止対策委員会」は各学期1回程度開催する。また、毎月の職員会議で児童の様子や課題について情報交換する。その際、全職員がPC上で児童の顔写真を確認しながらの情報交換・検討会を継続していく。

## (3) 「緊急いじめ対策委員会」の構成員

『校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、特別支援コーディネーター』で構成します。

また、必要に応じてスクールカウンセラー、PTA会長、主任児童委員、警察等、外部専門家を交え客観的な事例検討と適切な対応を協議します。

## 3 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない・いじめを許さない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

本校では、未然防止の基本を「好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を

育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり」ととらえ、この点を本校の教育目標の最重要重点課題に設定します。

同時に、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。また、道徳教育を充実させ、発達障害を含む障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童・外国籍の児童等、特に配慮が必要な児童への正しい理解と組織的な指導・支援を進めます。

また、全ての児童が活躍できる場面を授業の中で創り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことで、トラブルが発生してもそれがいじめへとエスカレートすることを防げるはずです。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに本校の学校づくりを推進し、すべての児童に「集団の一員としての自覚や自信」を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を醸成します。

#### 4 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から児童と教職員との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。児童の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。

日頃から児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く持つようにします。定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。また、アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解する必要があります。これらを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。

さらに、いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談についても広く周知するようにします。

##### 早期発見のための具体的な手立て

- ①定期的ないじめアンケートの実施（6月、11月、2月）
- ②Q Uテストの活用（5月、10月）
- ③個人ノート、生活ノート、日記等の有効活用
- ④個人面談
- ⑤教育相談（チャンス相談を含めて）
- ⑥日常の児童観察（いじめ発見のチェックポイントの活用等）
- ⑦保健室の様子
- ⑧本人や保護者からの相談
- ⑨地域の方からの情報収集

## 5 警察との連携

(令和5年2月7日付け4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を参照)

学校と警察は、児童を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる練携体制を構築します。いじめが犯罪行為として認めるときは、法第26条第6項に基づいて、所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるようにします。

### 警察に通報すべきいじめの事例

#### ○暴行（刑法第208条）

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

#### ○傷害（刑法第204条）

- ・感情を抑えきれずにハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて怪我をさせる。

#### ○強制わいせつ（刑法第176条）

- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸お尻を触る。

#### ○恐喝（刑法第249条）

- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

#### ○窃盗（刑法第235条）

- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・財布から現金を盗む。

#### ○器物損壊等（刑法第261条）

- ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。

#### ○教養刑法第223条）

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる

#### ○脅迫（刑法第222条）

- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

#### ○名誉毀損点侮辱（刑法第230条、231条）

- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

#### ○自殺関与（刑法第220条）

- ・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

#### ○児童ポルノ提供等（児童買春児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条）

- ・同級生に対してスマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- ・同級生の裸の写真・動画を友だち一人に送信して提供する。
- ・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。

- ・いじめを受けた児童や・友達から送ってきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）
- ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

## 6 いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切であると捉えます。

教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応します。

### 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

児童に関わることを全教職員間で共有し、保護者と連携を深め、情報を早く的確に収集できるように努めます。教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかにいじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談します。重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められることにおいては、学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められています。そのため、保護者の意向、学校における対応等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるようにします。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められた場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知します。学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童や保護者の安心感につながることもあるため、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報します。

また、学校は警察から連絡を受けた場合には緊密に連携しつつ、その捜査または調査に協力します。警察が捜査調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ必要な指導・支援を行います。

調査をしないまま重大事態ではないと断言せず、平時から調査を行う組織を設置しておく等、学校と設置者が適切に対処します。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者からの指示に従って必要な対応を行います。

- いじめられた児童及びその保護者への支援
- いじめた児童への指導及びその保護者への指導・助言
- いじめが起きた集団への働きかけ
- ネット上のいじめへの対応

### 3 いじめが「解消」したとの判断

単に謝罪をもって安易に解消したと判断するのではなく、①いじめに係る行為がやんでも少なくとも3か月が経過し、②被害者が心身の苦痛を感じていないこと、の2つ要件を満たさなければ、いじめが解消したとは判断しません。

## 6 その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力した体制を確立することが重要です。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応します。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図ってまいります。

### 2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を充実します。

### 3 校務の効率化と教育相談体制の充実

教職員の業務の見直しを行い児童と向き合う時間の確保に努めるとともに、相談時間を一層確保する等、教育相談体制を充実させます。

### 4 学校評価の分析とよりよい活用に努めます。

### 5 地域や家庭との積極的な連携を深め、より正確な情報収集に努めます。

### 6 スマートフォンや一人一台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめ

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に児童に理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置付ける等、指導の充実を図ります。また、教職員に対しても情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図ります。

### 7 新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別から、いじめが起きることがないように、児童への指導を通して、正しい知識と理解を広げていきます。

### 8 保護者の役割

保護者は、温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を養うための指導を行うよう努め、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切になります。

## **(新型コロナウイルス) 感染者等に対する偏見や差別への対応**

**〈文部科学省 R2.6.5〉**

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて（通知）

### **◇感染者等に対する偏見や差別への対応**

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。